

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	商工関係団体負担金等交付事業	会計名称	一般会計		担当課	経済雇用戦略課		
		予算科目	7 款 1 項 1 目	事業番号	3105	所属長名	大谷基文	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	窪田春樹	
法令根拠等	愛媛県発明協会定款・産業貿易振興協会定款・産業教育振興会会則・新幹線導入促進期成同盟会規約等					実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造						【終了】	平成 33 年度(予定) ☐ 設定なし
	活力ある商業・工業の振興							
総合計画における本事業の役割	広域産業団体等との連携を図ることにより、地域経済の振興・発展を図る。							
事業の対象	愛媛県発明協会 愛媛県産業貿易振興協会 愛媛県産業教育振興会 愛媛県新幹線導入促進期成同盟会 松山圏域中小企業販路開拓市実行委員会				事業の目的	広域産業団体等との情報交換や連携を図る。		
事業の内容 (整備内容)	発明の奨励等により科学技術の振興。 貿易等の国際的経済交流の促進に関する事業により産業の国際化を推進。 産業教育の振興。 新幹線導入の促進と在来線の整備促進。 中小・零細企業の販路拡大を支援。 これらの取組により地域の振興発展に寄与する。				昨年度の課題に対する具体的な改善策	県内自治体による広域事業に関して、更に連携を強化して取り組む必要があるため、市民に対して必要性を理解して貰えるよう情報収集だけに留まらず、情報発信に努める。		

事業活動の内容・成果（D0）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28 年度実績	29 年度予定	9月末の実績	29 年度実績
直接事業費		10,095	10,514	0	0	0	9,988	J R 予讃線老朽化対策工事 数量（向原高架橋）	m	364.2	350	-	416.5
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0						
	県支出金		0	0	0	0	0						
	地方債		0	0	0	0	0						
	その他		0	0	0	0	0						
一般財源		10,095	10,514	0	0	0	9,988	J R 予讃線老朽化対策工事 （内子高架橋）	m	113.2	115	-	102.8
職員の人工（にんく）数		0.01	0.05				0.05						
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017						
※ 直接事業費＋人件費		10,176	10,915				10,389						
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		負担金（5団体）							
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	5年間の合計		
						10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000		
成果指標	指標	J R 四国が実施する予定の高架橋高欄改良事業の進捗率 （（向井原高架 工事済延長／1,552m×100）＋ （内子高架 工事済延長／1,901m×100））÷2				単位	区分年度	28 年度	29 年度	30 年度	目標	33 年度	
						%		目標	45	50	55	100	
	指標設定の考え方	新幹線導入等による効果を高めるため、在来線の安定的な運行確保及びJ R 予讃線鉄道施設の長寿命化に資する事業に対する助成（負担金）のため。				⇒	実績	44.4	60				
	指標で表せない効果												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）		目標達成に向け広域連携による費用負担はやむを得ないものであるため、負担金に関する計算根拠の精査を確実に実施する。									
事業 											

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	